平成２９年（フ）第４２号
三重県桑名市長島町松ケ島84番地、住民票上の住所三重県桑名市長島町十日外面19番地
破産者　堀硝子こと　堀　　雅貴
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
三重県四日市市南いかるが町14番17号、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目８番２号グランドゥール103
破産者　田中　　梢
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
三重県桑名市新西方１番22号　イオン桑名ショッピングセンター３階
破産者　Ｕｐ－Ｆｉｅｌｄ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
三重県四日市市中川原３丁目１番13号
破産者　常磐運輸有限会社
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
三重県四日市市生桑町1838番地７
破産者　大野　定和
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
三重県四日市市波木南台１丁目166番地
破産者　穂園滝一郎
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
三重県四日市市小古曽２丁目27番25号　小古曽ビル４Ｃ、前住所三重県松阪市中央町616番地　コーポ中里15号
破産者　まつづか建築こと　松塚　　力
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
三重県鈴鹿市深溝町3153番地の１、開始決定時の住所三重県四日市市貝塚町363番地
破産者　飯田　　健
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５５４号
埼玉県久喜市吉羽１丁目28番地６　ジェラールＴＡＫＥＩ・Ⅱ202、旧住所栃木県大田原市薄葉1998番地179
破産者　関　　幸子（破産手続開始時の氏名栗林幸子）
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５９号
埼玉県蓮田市桜台３丁目６番６号
破産者　千島　　実
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
神奈川県南足柄市弘西寺243番地３
破産者　徳田　春菜
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９号
大分県別府市末広町４番５号　三光マンション303号
破産者　一井　芳弘
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７７２号
札幌市北区新琴似12条５丁目１番35号　Ｐｌｕｍｅｓ125　103号室、住民票上の住所札幌市北区新琴似12条13丁目２番12号
破産者　後藤　大介
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４５号
札幌市北区新川４条16丁目２番２－306号
破産者　長谷川信也
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目17番地の５　リベールアスカＡ－103
破産者　高橋　和博
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２２号
埼玉県所沢市東所沢２丁目４番地の４　コーポアルファ102
破産者　古閑丸直人
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４０号
埼玉県飯能市大字中居30番地　プリミテージュ飯能212
破産者　松元　　晋
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７３号
川崎市中原区中丸子481番地　ブランドール多摩　202
破産者　泉田　直樹
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
神奈川県秦野市新町10番24号　アルファタウン秦野新町　Ｂ301号
破産者　椎谷　能和
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部